

令和4年第8回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和4年8月25日（木） 午後3時～午後5時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和4年第8回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員17名、農地利用最適化推進委員9名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和4年第8回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○	8	太平 雅也	○	15	藤田 礼子	○
2	河井 剛	○	9	中村 真一	○	16	北本 久一	○
3	伴 美代子	○	10	松平 裕喜	×	17	菊知 亮	○
4	東中 守	○	11	庄田 純一	○	18	小林 博紀	○
5	宮岸 好一	○	12	下村 繁之	○	19	川端 満	○
6	米光 かおる	×	13	五坊 隆一	○			
7	二口 和忠	○	14	奥村 明義	○			
							出席	17名
							欠席	2名
							計	19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠		委員氏名	出欠		委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○	5	北山 新一	○	9	北村 清勝	○
2	東 穰	○	6	山村 哲夫	○			
3	武藤 昌弘	○	7	西村 健	○			
4	中川 栄樹	○	8	鮎岡 裕	○			
							出席	9名
							欠席	名
							計	9名

農業委員会事務局

	氏名・役職		氏名・役職		氏名・役職
1	朝日事務局長	3	相澤係長	5	上田主任
2	村井事務局長補佐	4	長谷川主査		

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第8回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、金沢市農業センターの加藤主査から「金沢農業大学校と新規就農予定者」について、説明していただきます。</p> <p>加藤主査、よろしくお願いします。</p>
加藤主査	<p>(説明)</p>
事務局長	<p>ただいまの説明に対して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質疑応答後、質問なし)</p>
事務局長	<p>加藤主査、ありがとうございました。(加藤主査退席)</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ17名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は9名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、奥村（おくむら）委員と、北本（きたもと）委員の2名を指名いたします。ここで</p>

	<p>議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門、農政部門に関する議事につきましては、それぞれ農地小委員会、農政小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方がよいと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和4年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和4年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第5条許可申請1件については、7月28日付けで石川県知事あてに送付し、8月15日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願3件については、7月27日付けで証明書を交付しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、8月1日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>

事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページです。</p> <p>今回、小坂地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は東長江町の案件で、経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>申請地の現況は全て畑であり、譲受人の耕作状況についても問題ありません。</p> <p>以上、1件で、面積は1,856㎡です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は2ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区から1件、潟津地区から2件、内川地区から1件、合計4件の申請がありました。</p>

	<p>番号1は、上安原町の案件で、所有権の移転を伴う道路への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、分譲宅地造成のための開発行為に伴い、近隣の宅地等と一体で転用されることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、須崎町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、300m以内に北陸鉄道浅野川線北間駅があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号3は、北間町の案件で、所有権の移転を伴う工場敷地拡張のための転用申請です。</p> <p>農地の区分は、300m以内に北陸鉄道浅野川線北間駅があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号4は、蓮花町の案件で、所有権の移転を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、土地改良事業の対象となった農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される分家住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、4件で面積は806.22㎡です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、中川委員から調査結果をご報告願います。</p>
<p>中川委員</p>	<p>8月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>

太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおりに許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおりに許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は4ページから6ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、安原地区で1件の申し出がありました。</p> <p>使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の再設定で、面積は合計27,202.00㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、森本地区で1件の申し出があり、農地の面積は11,285㎡で、この他595㎡の作業用道路については、農地を利用するために必要な施設として、基盤法の対象となるものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は7ページから15ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が2件で、面積は合計1,534㎡、第5条が25件で、面積は合計10,174.86㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は16ページから18ページです。</p> <p>届出件数は7件で、面積は合計9,963㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第4号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第4号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定についてご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから6ページです。</p> <p>1ページをご覧ください。今回の変更は、川北地区外3地区において、3,078㎡を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入及び用途区分の変更はありません。</p> <p>農用地区域から除外する案件についてご説明します。2ページ及び案件別の図面をご覧ください。</p> <p>番号1は、東蚊爪町において分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第3種農地と判断されますので原則許可できるものと考えられます。</p> <p>番号2は、福久町において子育て支援施設に転用する計画</p>

	<p>のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、既存施設の拡張であることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>番号3は、八田町において資材置場に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第1種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>番号4は、小豆沢町において薪小屋に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、申請地周辺の居住者が必要とする施設で集落に接続して設置されるものであることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>

事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは、8月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。 それでは、引き続き「タブレット端末操作研修会」を行います。
	(説明)
事務局長	それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。